

令和 3 年

三重県議会定例会会議録

(11 月 1 日)
(第 31 号)

第
31
号
11
月
1
日

令和 3 年

三重県議会定例会会議録

第 31 号

○令和 3 年 11 月 1 日（月曜日）

議事日程（第31号）

令和 3 年 11 月 1 日（月） 午前 10 時開議

- 第 1 議案第 115 号から議案第 123 号まで及び議案第 125 号
〔委員長報告、採決〕
- 第 2 認定第 1 号から認定第 5 号まで
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第 3 請願の件
〔討論、採決〕
- 第 4 意見書案第 11 号から意見書案第 16 号まで
〔採決〕
- 第 5 認定第 6 号から認定第 17 号まで
〔提案説明、委員会付託〕
- 第 6 議員派遣の件

会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 115 号から議案第 123 号まで及び議案第 125 号
- 日程第 2 認定第 1 号から認定第 5 号まで
- 日程第 3 請願の件
- 日程第 4 意見書案第 11 号から意見書案第 16 号まで
- 日程第 5 認定第 6 号から認定第 17 号まで
- 日程第 6 議員派遣の件

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	川	口	円
2	番	喜	田	健 児
3	番	中	瀬	信 之
4	番	平	畑	武
5	番	石	垣	智 矢
6	番	小	林	貴 虎
7	番	山	本	佐知子
8	番	山	崎	博
9	番	中	瀬古	初 美
10	番	廣		耕太郎
11	番	下	野	幸 助
12	番	田	中	智 也
13	番	藤	根	正 典
14	番	小	島	智 子
15	番	野	村	保 夫
16	番	木	津	直 樹
17	番	田	中	祐 治
18	番	野	口	正
19	番	倉	本	崇 弘
20	番	山	内	道 明
21	番	山	本	里 香
22	番	稲	森	稔 尚
23	番	濱	井	初 男
24	番	森	野	真 治
25	番	津	村	衛

26	番	杉	本	熊	野
27	番	藤	田	宜	三
28	番	稻	垣	昭	義
29	番	石	田	成	生
30	番	村	林		聡
31	番	小	林	正	人
32	番	服	部	富	男
33	番	谷	川	孝	栄
34	番	東			豊
35	番	長	田	隆	尚
36	番	奥	野	英	介
37	番	今	井	智	広
38	番	北	川	裕	之
39	番	日	沖	正	信
40	番	舟	橋	裕	幸
41	番	三	谷	哲	央
42	番	中	村	進	一
43	番	津	田	健	児
44	番	中	嶋	年	規
45	番	青	木	謙	順
46	番	中	森	博	文
47	番	前	野	和	美
48	番	山	本	教	和
49	番	西	場	信	行
50	番	中	川	正	美
51	番	舘		直	人

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂 三 雅 人
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	前 川 幸 則
書 記 (企画法務課長)	小 野 明 子
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹 宴
書 記 (議事課主幹)	櫻 井 彰
書 記 (議事課主査)	中 西 孝 朗

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見 勝 之
副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人
防災対策部長	野 呂 幸 利
戦略企画部長	安 井 晃
総 務 部 長	高 間 伸 夫
医療保健部長	加 太 竜 一
子ども・福祉部長	中 山 恵 里 子
環境生活部長	岡 村 順 子
地域連携部長	山 口 武 美
農林水産部長	更 屋 英 洋
雇用経済部長	島 上 聖 司
県土整備部長	水 野 宏 治
最高デジタル責任者	田 中 淳 一
デジタル社会推進局長	三 宅 恒 之
医療保健部理事	中 尾 洋 一
環境生活部廃棄物対策局長	増 田 行 信

地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻	日出夫
地域連携部南部地域活性化局長	横 田	浩 一
雇用経済部観光局長	小見山	幸 弘
県土整備部理事	真 弓	明 光
企 業 庁 長	喜 多	正 幸
病院事業庁長	長 崎	敬 之
会計管理者兼出納局長	森	靖 洋
教 育 長	木 平	芳 定
公安委員会委員長	種 橋	潤 治
警 察 本 部 長	佐 野	朋 毅
代表監査委員	伊 藤	隆
監査委員事務局長	紀 平	益 美
人事委員会委員長	竹 川	博 子
人事委員会事務局長	山 川	晴 久
選挙管理委員会委員	田 中	利 佳
労働委員会事務局長	中 西	秀 行

午前10時0分開議

開 議

○議長（青木謙順） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（青木謙順） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が、所管の常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、意見書案第11号から意見書案第16号までが提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、認定第6号から認定第17号まで並びに報告第23号から報告第25号までは、さきに配付いたしました。

なお、認定議案につきましては、地方自治法第233条に定める書類及び監査委員の審査意見がつけられております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条に定める監査委員の審査意見書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、定期監査結果報告書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、説明のための出席要求につきましては、お手元に配付の名簿のとおり出席を求めました。

以上で報告を終わります。

環境生活農林水産常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
117	三重の木づかい条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和3年10月26日

三重県議会議長 青木 謙順 様

環境生活農林水産常任委員長 野口 正

医療保健子ども福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件名
120	地方独立行政法人三重県立総合医療センター第三期中期目標について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和3年10月22日

三重県議会議長 青木 謙順 様

医療保健子ども福祉病院常任委員長 田中 智也

教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件名
119	財産の取得について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和3年10月21日

三重県議会議長 青木 謙順 様

教育警察常任委員長 田中 祐治

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
115	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和3年10月26日

三重県議会議長 青木 謙順 様

総務地域連携デジタル社会推進常任委員長 森野 真治

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
116	三重県安心子ども基金条例の一部を改正する条例案
118	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
121	令和2年度三重県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
122	令和2年度三重県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
123	令和2年度三重県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
125	令和3年度三重県一般会計補正予算（第12号）

認定番号	件 名
1	令和2年度三重県水道事業決算
2	令和2年度三重県工業用水道事業決算

3	令和2年度三重県電気事業決算
4	令和2年度三重県病院事業決算
5	令和2年度三重県流域下水道事業決算

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和3年10月29日

三重県議会議長 青木 謙順 様

予算決算常任委員長 石田 成生

請 願 審 査 結 果 報 告 書

(新 規 分)

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請32	自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求めることについて	鈴鹿市平田町1907 全日本自動車産業労働組合総連合会 三重地方協議会 議長 葛山 真由美	川 口 円 平 畑 武 中瀬古 初美也 田 中 智子 小 島 智弘 倉 本 崇三 藤 田 宜三	採択

環境生活農林水産常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請33	市町村農業振興地域整備計画の変更手続きに係る制度改正について意見書の提出を求めることについて	津市広明町328番地 津ビル2階 三重県行政書士会 会長 若林 三知	川 口 円 石 垣 智 矢 山 崎 博 中瀬古 初美子 小 島 智夫 野 村 保	採択

			山内道明 山本森里 稲森稔 藤田宜三	
--	--	--	-----------------------------	--

教育警察常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請34	25人下限条件をなくし、真の30人学級実現を求めることについて	四日市市笹川1丁目52-16 吉野 啓子	山本里香 稲森稔尚	不採択
請35	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 山羽 賢多郎 ほか3名	川口 円 中瀬古 初美 小島 智子 山本 里香 稲森 稔尚 藤田 宜三	採択
請36	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 山羽 賢多郎 ほか3名	川口 円 中瀬古 初美 小島 智子 山本 里香 稲森 稔尚 藤田 宜三	採択
請37	防災対策の充実を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 山羽 賢多郎 ほか3名	川口 円 中瀬古 初美 小島 智子 山本 里香 稲森 稔尚 藤田 宜三	採択
請38	義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 山羽 賢多郎 ほか3名	川口 円 中瀬古 初美 小島 智子 山本 里香 稲森 稔尚 藤田 宜三	採択

請39	三重県独自のさらなる学級編制基準の改善と教職員配置を含む教育環境の整備により、すべての子どもたちが大切にされる安心・安全の三重の教育の実現を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 山羽 賢多郎 ほか3名	川口 円 中瀬古 初美 小島 智子 山本 里香 稲森 稔尚 藤田 宜三	採択
-----	---	---	--	----

意見書案第11号

子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援に関する制度の拡充
を求める意見書案

上記提出する。

令和3年10月25日

提 出 者

教育警察常任委員長

田 中 祐 治

子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援に関する制度の拡充
を求める意見書案

厚生労働省の2019年国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は13.5%となり、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあると言える。

また、新型コロナウイルス感染症により、世帯収入やアルバイト収入の減少など子どもを取り巻く経済的な環境にも大きな影響が出ている。

このような中、国においては、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を踏まえ、令和元年11月に策定した「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく施策が実施されている。

子どもの貧困対策を推進するには、支援を必要とする子どもたちに対して教育相談などの機能を充実させる取組や、関係機関と連携して支援を行う取組が必要であり、貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的支援が求めら

れている。

また、令和2年度には家庭の経済状況にかかわらず、高等教育機関に進学するチャンスが確保できるよう高等教育の修学支援新制度が創設され、さらには、新型コロナウイルス感染症の影響により経済状況が悪化した学生への対応として、学びの継続のための学生支援緊急給付金が創設されたが、全ての意欲ある学生が安心して教育を受けられるようにするためには、今後もこれらの制度の充実が必要である。加えて、高等学校等就学支援金制度についても、学びの保障につながるよう、更なる制度の拡充が求められるところである。

よって、本県議会は、全ての子どもの学びの機会を保障するため、国において、「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく施策をより一層推進されるとともに、就学及び修学支援に関する制度を更に拡充されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 青木謙順

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、
内閣府特命担当大臣（少子化対策）

意見書案第12号

子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の
策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案
上記提出する。

令和3年10月25日

提出者

教育警察常任委員長

田中祐治

子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画 の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案

子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教職員定数の改善が、最も重要な環境整備の一つである。

しかしながら、本県を含む我が国の1クラス当たりの児童生徒数は、国際的な比較において多い水準にある。

このような中、小学校の学級編制の標準が令和3年度から5年間で計画的に35人に引き下げられることとなったが、中学校や高等学校等での引下げについては示されていない。

教職員が心身共にゆとりを持って子どもたちと向き合い、日々の教育活動に取り組むことは、子どもたちの豊かな学びを保障するための基盤となるものであり、子どもたちの安心・安全につなげるためにも、更なる学級編制の標準の引下げと、新たな教職員定数改善計画の策定・実施が求められている。

また、学校における働き方改革が叫ばれる中、人的配置のための予算措置をはじめとする財政措置はいまだ不十分である。新型コロナウイルス感染症の感染対策やICTを活用した教育に係る費用など保護者の負担も少なくない。山積する教育課題を解決するためには、必要な予算を措置し、教育環境の整備を進めていくことが必要である。

よって、本県議会は、国において、子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行われるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 青木謙順

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣

意見書案第13号

学校における防災対策の充実を求める意見書案

上記提出する。

令和3年10月25日

提出者

教育警察常任委員長

田中祐治

学校における防災対策の充実を求める意見書案

学校施設は、児童生徒が学習する場であるにとどまらず、本県内の公立学校の多くが災害時における地域住民の避難所に指定されているなど、地域防災の観点からも非常に重要な役割を担っている。

しかしながら、本県には避難所指定を受けながらも津波浸水想定区域内に立地している公立学校が多くあるため、早急に公立学校の津波対策が実施できるよう、国庫補助事業の要件の緩和・拡充等が求められる。

また、避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、必要な資材やスペースの確保が求められており、それらに対する支援も必要である。さらには、誰もが安心して避難するためにはバリアフリー化の推進も含め、学校施設の防災機能強化を図ることが喫緊の課題である。

よって、本県議会は、国において、巨大地震等による災害を想定した学校における防災対策の充実に取り組まれるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 青木謙順

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（防災）

意見書案第14号

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案
上記提出する。

令和3年10月25日

提出者

教育警察常任委員長

田中祐治

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案

義務教育費国庫負担制度は、機会均等、水準確保及び無償制という義務教育の根幹を支えるためには国が必要な制度を整備するとの認識の下、教職員の確保及び適正配置のため、必要な財源を安定的に確保する意義を有するものである。

義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置及び資質の向上並びに教育環境の整備に負うところが大きく、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠である。

現行制度では、教職員の給与費のみが対象経費とされ、かつて対象であった教材費等は対象外となっており、一般財源で措置されている。こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、オンライン教育を進めるための環境整備が行われたが、今後予想される「1人1台端末」の更新費用等に対する財政

支援が必要である。また、国においては、新しい時代の学校施設の在り方が議論されているところであるが、学校施設整備を推進するための財政支援も必要である。

教育に地域間格差を生じさせることなく、義務教育の水準を安定的に確保するためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源の確保とその対象の拡大、更にはその増額が必要である。

地方の財政状況に影響されることのない確固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな学びを平等に保障することは、社会の基盤づくりに極めて重要である。

よって、本県議会は、国において、義務教育費国庫負担制度を更に充実されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 青木謙順

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣

意見書案第15号

自動車関係諸税等の見直しを求める意見書案

上記提出する。

令和3年10月26日

提出者

総務地域連携デジタル社会推進常任委員長

森野真治

自動車関係諸税等の見直しを求める意見書案

自動車には、取得・保有・走行の各段階において、複雑かつ過重な税負担が課せられており、一般財源化により課税根拠が喪失した税の存続や消費税との二重課税といった様々な課題が指摘されている。また、自動車保険料、高速道路料金等の自動車に係る費用も、自動車ユーザーにとって大きな負担となっている。

自動車関係諸税等の簡素化や負担軽減は、自動車ユーザーの負担軽減のみならず、自動車が重要な交通手段となっている地方の経済活性化につながる。また、自動車関係諸税等の見直しにより、CASEといった次世代モビリティやカーボンニュートラルの促進を図ることで、持続可能で誰もが自由に安全な移動を享受できる社会の実現にもつながる。

よって、本県議会は、自動車関係諸税等について、地方財政に影響を与えることのないよう、具体的な代替財源を確保することを前提として、国において、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 車体課税に関し、自動車重量税の「当分の間として措置される税率」を廃止するとともに、複雑な課税制度を簡素化し、環境性能割を含む自動車税・軽自動車税の負担軽減を図るための措置を講ずること。
- 2 燃料課税に関し、「当分の間として措置される税率」を廃止するとともに、複雑な課税制度を簡素化し、消費税との二重課税の解消を図るための措置を講ずること。
- 3 車体課税の税収は、CASEといった次世代モビリティの普及促進のための特定財源とするとともに、燃料課税の税収は、カーボンニュートラルの促進のための特定財源とすること。
- 4 自動車保険料を所得税の所得控除の対象とするなど、自動車の使用に係るユーザーの負担軽減を図るための措置を講ずること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 青木謙順

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
経済産業大臣、国土交通大臣

意見書案第16号

市町村が定める農業振興地域整備計画の変更手続に係る制度改正
を求める意見書案

上記提出する。

令和3年10月26日

提出者

環境生活農林水産常任委員長

野口 正

市町村が定める農業振興地域整備計画の変更手続に係る制度改正
を求める意見書案

農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）に基づき、市町村は、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならないこととされており、その中で農用地区域について定めるものとされている。

農用地区域内にある農地は、原則として転用することができないため、農地の転用の必要がある場合には、市町村が当該農地を農用地区域から除外するための農業振興地域整備計画の変更を行う必要がある。農業振興地域整備計画の変更は、農振法第13条に基づき、市町村が職権で行うことになるが、實際上、

転用を必要とする住民が市町村に対し農業振興地域整備計画の変更に係る申出を行い、それに基づき市町村が当該変更を行うことが通例となっている。

しかし、農業振興地域整備計画は市町村全域で一つの計画であることから、農振法第13条第4項において準用する第11条に定める異議の申出又は審査の申立て（以下「異議申出等」という。）があった場合、同条第8項により当該異議申出等の処理が全て終わらなければ農業振興地域整備計画の変更に必要な都道府県知事への協議の申出をすることができないこととされており、当該異議申出等の内容に関係しないと考えられる農地の農用地区域からの除外を含めた全ての変更手続が長期にわたって進展しないことがある。

一方、農振法第13条第2項第1号において、農業振興地域整備計画の変更における農用地区域からの除外の要件として、当該変更に係る農地の転用が必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であることが挙げられており、変更の申出を行った住民には農地を緊急に転用する必要性があることが推認できることから、変更手続が長期間進展しないことによって、異議申出等の内容に関係しない農地の農用地区域からの除外に係る変更の申出をした住民は大きな不利益を受けることとなる。

よって、本県議会は、国において、市町村が定める農業振興地域整備計画の変更について、異議申出等があった場合においても、異議申出等の内容と関係しないと認められる農地の農用地区域からの除外に係る部分については当該異議申出等の処理とは別に手続を進め、当該部分に係る農業振興地域整備計画の変更を先行して行うことが可能となるよう、制度の改正を強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 青木 謙 順

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣

提 出 議 案 件 名

- 認定第6号 令和2年度三重県一般会計歳入歳出決算
- 認定第7号 令和2年度三重県債管理特別会計歳入歳出決算
- 認定第8号 令和2年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計歳入歳出決算
- 認定第9号 令和2年度三重県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第10号 令和2年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第11号 令和2年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第12号 令和2年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
- 認定第13号 令和2年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第14号 令和2年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第15号 令和2年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第16号 令和2年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
- 認定第17号 令和2年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

委 員 長 報 告

○議長（青木謙順） 日程第1、議案第115号から議案第123号まで及び議案第125号を一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。野口 正環境生活農林水産常任委員長。

〔野口 正環境生活農林水産常任委員長登壇〕

○環境生活農林水産常任委員長（野口 正） 御報告申し上げます。

環境生活農林水産常任委員会に審査を付託されました議案第117号三重の木づかい条例の一部を改正する条例案につきましては、去る10月26日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会において、特に議論のありました事項について申し上げます。

第1次産業における将来的な展望とその課題解決に向けた事業実施についてであります。

本県における農林水産業は、従来からの課題である担い手不足や高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による消費量の減少や外国産材の供給不足による木材価格の急騰、海水の高温化や海流の蛇行等による漁獲量の減少や貝類のへい死など様々な外的要因により、生産者を取り巻く環境が目まぐるしく変化しています。

当局におかれましては、こうした数々の課題の解決に取り組むために、集中的に資源を分配するとともに、農林水産業がより一層厳しさを増すと危機感の下、将来の目指すべき姿を生産者はもとより関係者と改めて共有し、中長期的な計画を着実に進め、本県の農業、林業、水産業が持続可能なものとなるべく施策を講ずるよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（青木謙順） 田中智也医療保健子ども福祉病院常任委員長。

〔田中智也医療保健子ども福祉病院常任委員長登壇〕

○医療保健子ども福祉病院常任委員長（田中智也） 御報告申し上げます。

医療保健子ども福祉病院常任委員会において審査を付託されました議案第120号地方独立行政法人三重県立総合医療センター第三期中期目標につきましては、去る10月22日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べ

ます。

新型コロナウイルスの新たな感染拡大に備えた体制整備についてであります。

本県においては、8月以降の第5波では、1日の新規感染者数が500人を超える日も発生するなど、過去最大の爆発的な感染拡大となりました。感染者数の増加により、保健所や医療機関にかかる負荷はこれまでにないものとなり、一部の保健所では、検査体制に影響が生じたとともに、入院調整の方や自宅で療養される方も最大で3000人に迫るなど、県民の不安も非常に高まったところです。

現在、感染者数は減少しているものの、今後危惧される第6波以降に備え、感染状況が落ち着いている今こそ、第5波までの状況と対策について検証を行い、再び感染拡大が最大となったケースを想定して、体制を整備していくことが必要です。

県当局におかれましては、検証を踏まえ、医療提供体制の整備、宿泊療養施設や臨時応急施設等の確保を一層進められるとともに、検査体制の強化やワクチン接種の促進などについても引き続き取り組み、市町や関係団体と連携して新たな感染拡大に備えた体制整備を行われるよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（青木謙順） 田中祐治教育警察常任委員長。

〔田中祐治教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（田中祐治） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第119号財産の取得についてにつきましては、去る10月21日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会ですらに議論のありました事項について申し述べます。

次期の県立高等学校活性化計画についてです。

県当局においては、現行の県立高等学校活性化計画の計画期間が今年度末までとなっていることから、今年度中に次期の計画を策定することとしています。

委員会では、県当局から高校教育を取り巻く状況や県立高等学校活性化の基本的な考え方の説明があり、委員から様々な意見が出されました。

特に、人口減少・少子化に対応した小規模校や地理的条件不利地での学びの在り方については、生徒の多様なニーズへの対応や地域の担い手となる人材育成が必要といった意見のほか、地域との連携や地域活性化の観点も含め、いかに学びの機会を確保していくかについて、多くの意見が出されました。

県当局においては、今後、各地域高等学校活性化推進協議会での議論等を踏まえ、本年12月を目途に次期計画の中間案を取りまとめることとしていますが、委員会で出された意見も踏まえ、より一層丁寧な議論を積み重ね、中間案の記述に反映されるよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（青木謙順） 森野真治総務地域連携デジタル社会推進常任委員長。

〔森野真治総務地域連携デジタル社会推進常任委員長登壇〕

○総務地域連携デジタル社会推進常任委員長（森野真治） 御報告申し上げます。

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会に審査を付託されました議案第115号デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案につきましては、去る10月26日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会ですべてに議論のありました事項について申し述べます。

まず、三重とこわか国体・三重とこわか大会の延期見送りに伴う取組についてであります。

開催が予定されていた両大会の準備に当たっては、10年間にわたり市町や

競技団体など、多くの関係者、県民の方々に協力、支援をいただけてきました。また、競技団体などと連携しながら、競技力の向上に努められてきたところ です。

現在、両大会での活躍を目標に努力を重ねてきた選手が、その成果を発揮する機会として、競技団体などにおいて代替大会の開催に向けた取組が進められています。

県当局におかれては、競技団体などに過度な負担が生じることがないように、代替大会開催に十分なサポートを行うとともに、これまでに培われた競技力向上の取組を生かしていくため、引き続き選手・競技団体に対する積極的な強化活動の支援を行い、本県における今後の競技力向上とスポーツ振興につなげられるよう要望いたします。

次に、産業廃棄物税制度の検証についてであります。

本制度は、平成13年6月に三重県産業廃棄物税条例の制定より創設され、条例の施行後、5年ごとに制度の検証が行われており、資源循環に関する社会情勢の変化などによる観点から、今年度見直しの検証が進められています。

近年は、産業廃棄物税の税収は安定的に推移しており、産業廃棄物税分の環境保全基金への積立額は、令和2年度末で約20億円となっていることから、今後、脱炭素にも資する循環型社会の実現に向け、より一層の基金の有効活用を図ることが必要であると考えます。

県当局におかれては、検証を進めるに当たり、排出事業者などの意見を聞きながら課題を整理し、使途事業の対象の拡大に向けて、十分に検討されるよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（青木謙順） 石田成生子算決算常任委員長。

〔石田成生子算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（石田成生） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第116号三重県安心こども基金条例の一部を改正する条例案ほか5件につきましては、去る10月21日

及び26日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、10月29日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（青木謙順） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採 決

○議長（青木謙順） これより採決に入ります。

議案第115号から議案第123号まで及び議案第125号の10件を一括して起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木謙順） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

委 員 長 報 告

○議長（青木謙順） 日程第2、認定第1号から認定第5号までを一括して議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。石田成生予算決算常任委員長。

〔石田成生予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（石田成生） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました認定第1号令和2年度三重県水道事業決算ほか4件につきましては、去る10月20日及び29日の2回にわたり委員会を、また、その間の10月21日及び26日には該当の分科会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査を行いました。その結果、認定第4号に

つきましては、全会一致をもって原案を認定、認定第1号から認定第3号まで及び認定第5号の4件につきましては、いずれも賛成多数をもって原案を認定すべきものと決定いたしました。

以下、認定した決算の内容と審査の過程において議論されました主な事項について申し述べます。

まず、水道事業及び工業用水道事業についてであります。

水道事業の令和2年度の純損益は、3億7158万円の黒字となっており、前年度から1億9996万円の増となっています。

これは、主に資産減耗費が減少したこと等によるものです。また、工業用水道事業の令和2年度の純損益は、3億4099万円の黒字となっていますが、前年度から1055万円の減となっています。

これは主に減価償却費の増等によるものです。

水道事業及び工業用水道事業については、引き続き三重県企業庁経営計画に基づき、施設の耐震化、老朽化した施設・設備の更新を計画的に進められるとともに、浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策の取組を推進されるよう要望します。

次に、電気事業についてであります。

令和2年度の純損益は、4億9384万円の赤字となっており、前年度から2億1560万円と改善しています。

これは、主にRDF焼却・発電の終了に伴い、営業費用であるRDF発電費が皆減したこと等によるものです。

令和2年度は、RDF焼却・発電施設の撤去に着手するとともに、RDF処理委託料の清算等を進めました。引き続き、関係機関としっかり調整を行い、円滑な事業終了に向けて取り組まれるよう要望します。

また、事業の総括については、関係部局と連携し、環境政策、安全及び事業構築・運営の視点で事業全体の検証を行うとともに、関係市町から意見を確認し、事業の最終的な総括に向けて取組を進められるよう要望します。

次に、病院事業についてであります。

令和2年度の経常損益及び純損益は、いずれも4億4091万円の黒字となっており、前年度から4億1946万円の改善をしています。

これは、主に新型コロナウイルス感染症の影響により、入院収益、外来収益などの医業収益が減となったものの、感染症対策に係る国からの交付金等による一般会計繰入金が増等による医業外収益の増によるものです。

病院事業全体では、黒字を確保しているものの、88億円余りに及ぶ多額の累積欠損金を抱えており、依然として厳しい経営状況にあることから、各病院がそれぞれの役割・機能を十分に発揮し、より一層の経営の健全化に取り組まれるよう要望します。

また、三重県病院事業中期経営計画における令和2年度の達成状況は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、目標未達成の項目が多くあることから、新型コロナウイルス感染症が事業運営に与える影響を踏まえ、着実に計画を推進されるよう要望します。

最後に、流域下水道事業についてであります。

令和2年度の純損益は、3億4378万円の黒字となっています。

これは、主に維持管理負担金収益等によるものです。

令和2年3月に策定した三重県下水道ストックマネジメント計画の着実な実施により、事業費の平準化、施設の長寿命化を進め、計画的かつ効率的な施設整備を進めるよう要望します。

また、南海トラフ地震をはじめとした大規模地震に備えるため、三重県流域下水道総合地震対策計画に基づき、耐震性能が不足している施設の耐震化対策、浸水が予測される施設の耐津波対策等計画に定める対策を着実に実施されるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（青木謙順） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討

論

○議長（青木謙順） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。21番 山本里香議員。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 日本共産党の山本里香です。

認定第1号、水道事業、認定第2号、工業用水事業、認定第3号、電気事業、認定第5号、流域下水道事業の四つの企業会計決算認定に反対の討論をいたします。

認定第1号の水道事業、第2号の工業用水事業については、これまでも予算や決算の審査のたびに指摘してまいりました。

広域で事業を行うという大規模な公共事業の問題があります。

地域限定的に水が得にくいというところへの支援対策は一定分かります。しかし、水需要の拡大の見込みが勢いよ過ぎたことや産業構造の変化、家庭や各企業の節水の取組で、夢のプランは大きく崩れました。

そのため、さらに長く中勢地域まで導水し、売りつけ、その建設費や維持費のために二部料金制の基本水料を押しつけられ、自治体や企業の高い料金となっています。値下げの努力もしていますが、根本的に巨大事業のツケを県民が負担している構図です。

自己水源が十分にあるのに、県水を買うということにもなっています。特に、総工費約1500億円、県負担680億円余を投じた長良川河口堰は、その運営維持費負担を含め、今の運営にも大きく影響があります。

次に、認定第3号の電気事業会計決算について申し上げます。

昨年度は、RDF焼却・発電事業が終了し、後処理の会計です。

これもまた、夢の事業との触れ込みで、国の誘導と強引な県の事業で、市町を巻き込んだなれの果て、死者を出す大事故をもたらし、業者との裁判でここに至りました。県政最大の失政だと言われています。自らも痛い思いをした上、県が市町を支援するならともかく、市町を翻弄してきた事実は消えません。

検証を求めています、全てが終了する時点でなされる11月の中間報告の仕上げに入っているということです。

私どもは、RDF焼却・発電事業については、当初から未完成のもので、危険を伴うものと反対してまいりました。この検証において、しっかり総括されなければ、同じことが繰り返されます。反省なきところに未来はありません。

反省ができてこそその事業の意味があり、やっとそこで認定できることになると思います。それまでは反対いたします。

最後に、議案第5号、流域下水道事業については、昨年度から、流域下水道事業が企業会計になりました。独立採算が原則であり、地方公営企業法の財務規定の適用がされることで、経済性がより重視されることになった初年度です。

下水道事業の必要性から、企業会計化されたものではなく、言わば国から押しつけられたものと考えます。

流域下水道を使用する地域では、市町に使用料をお願いしますが、企業会計化で、経済性、採算性をより重視し、政府はコンセッションなどを要請しています。その方向性は、利用者へより一層の負担となります。

この4議案については、いずれも県が乗り出し、広域事業に関わり、これまでの経緯の中で問題を抱え、これからも問題を広げていくことになるものです。

公共下水道については、どんどんそれぞれの地域で広げていくことから、それぞれの地域で手法をミックスし、持続性を追求する方向へと向かうべきです。

国の言うことを聞いていけば問題はないとする主体性のない自治体の体質は問題です。選択した自治体の責任と国は放り出します。国の言いなりにしていれば間違いはないと思考停止してきて、自治体、そして住民が泣きを見ることとなります。

以上、四つの企業会計は、その事業の在り方として承認できないとして、

反対討論といたします。賛同をお願いいたします。

○議長（青木謙順） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（青木謙順） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、認定第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木謙順） 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告どおり認定されました。

次に、認定第1号、認定第2号及び認定第5号の3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも認定であります。本案をいずれも委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木謙順） 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり認定されました。

次に、認定第3号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木謙順） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり認定されました。

請 願 の 審 議

○議長（青木謙順） 日程第3、請願の件を議題といたします。

本件に関する関係常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択7件、不採択1件であります。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、委員長報告を省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに決定いたしました。

討 論

○議長（青木謙順） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。21番 山本里香議員。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 委員会審査において不採択とされた請願第34号、25人下限条件をなくし、真の30人学級を求めることについて、採択すべしという立場で反対討論いたします。

小・中学校の少人数学級は、これまでもその教育的必要性、今の時代のきめ細かな教育を求める声の中で、三重県ではいち早くみえ少人数学級として取り組まれてきました。18年になります。

全国でも、その要求と自治体独自の取組が広がる中で、国も必要性を認め、小学校1年生に35人学級を実施。昨年の新型コロナウイルス感染症の発生も受けて、教室環境の整備として、学年進行で35人学級を進めていくということになりました。

2021年度現在、国と同基準で、小学校1、2年生での実施という4府県、政令指定都市4市以外は、国の基準以上に手厚い少人数学級を実施しています。

小・中学校全学年での実施は、24府県6政令指定都市、小学校または中学校の全学年で少人数学級実施は1県4政令指定都市、小学校1、2年生に加えて、小学校3年生から中学校3年生までのいずれかで少人数学級実施は、

18都道府県6政令指定都市ということです。

先を走っていた三重県は、内容的に今遅れてしまっています。今では、25人学級というところも出てきました。

2003年から2005年に、みえ少人数学級を導入したときの30人学級という考え方は、少人数学級の意味を深く理解され、先駆的なものだったと思います。

みえ30人学級と言わずに、みえ少人数学級という、みえ30人学級というと偽りになるからです。その実態は、25人条件があるために30人以上の学級が残されているからです。

今年度、小学校1年生でみえ少人数学級によって増学級され、30人以下になっている学校は17校、25人条件で実施されなかった学校は33校、よって31人以上になっている学級数が44学級です。

小学校2年生で増学級されて、30人以下になっている学校は15校、外された学校は40校、31人以上は67学級となっています。25人条件のために30人以下学級が実現しなかった学校が、実現した学校の2倍にもなっている。そして、その学校は固定化しているという実態です。

請願第39号にもあるように、全ての校種において、三重県独自にさらなる学級編制基準の改善を行うとともに、それを実現するために教職員定数の確保を含む教育環境の整備を求めると、私も強く願っています。

教育警察常任委員会審査では、学年による違いの解消のほうが、との意見がありました。全ての学年に展開していくことはもちろんです。

まず、35人については、国も進めているとして、県でも先取りをしていく方針です。25人条件による不平等、学年の違いによる不平等、どちらがどちらというものではありません。どちらもです。

学校独自の裁量のほうがという意見もありました。学校独自の裁量も大切です。ベースをそろえた上でさらに手厚い支援を望みます。

従来の40人学級での20人、21人の分割、国の35人学級が進められ、18人での分割が国の基準の中で認められる中で、25人でないと分割できないという制限はもとより根拠がなかったわけですが、導入当時から18年間も矛盾の解

消を求めることは当然と考えています。

静岡県では、下限規定を小・中学校全学年で廃止いたしました。大分県では、今年、小学校2年生で下限を20人だったものを18人に引き下げたと聞いています。

国の制度で、少人数学級を進めることはもちろん、県独自の上乗せを進め、加えて、県の制度でつくった矛盾です。不平等は県の制度で解消すべきです。

請願第34号を採択すべしとし、教育警察常任委員会審査での不採択に反対の討論として、皆様の賛同を呼びかけます。ありがとうございました。

○議長（青木謙順） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（青木謙順） これより採決に入ります。

採決は6回に分け、起立により行います。

まず、請願第33号市町村農業振興地域整備計画の変更手続に係る制度改正について意見書の提出を求めることについて、請願第35号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に係る制度の拡充を求めることについて及び請願第37号防災対策の充実を求めることについての3件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木謙順） 起立全員であります。よって、本件はいずれも委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第32号自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木謙順） 起立全員であります。よって、本件は委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第36号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木謙順） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第38号義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木謙順） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第39号三重県独自のさらなる学級編制基準の改善と教職員配置を含む教育環境の整備により、すべての子どもたちが大切にされる安心・安全の三重の教育の実現を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木謙順） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第34号25人下限条件をなくし、真の30人学級実現を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木謙順） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり不採択とすることに決定いたしました。

なお、採択されました請願のうち、処理経過及び結果の報告を求めるものにつきましては、お手元に配付いたしましたので、御了承願います。

採択された請願で処理経過及び結果の報告を求めるもの
教育警察常任委員会関係

請願第39号 三重県独自のさらなる学級編制基準の改善と教職員配置を含む教育環境の整備により、すべての子どもたちが大切にされる安心・安全の三重の教育の実現を求めることについて

意見書案審議

○議長（青木謙順） 日程第4、意見書案第11号子どもの貧困対策の推進と就学及び就学支援に関する制度の拡充を求める意見書案、意見書案第12号子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案、意見書案第13号学校における防災対策の充実を求める意見書案、意見書案第14号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案、意見書案第15号自動車関係諸税等の見直しを求める意見書案及び意見書案第16号市町村が定める農業振興地域整備計画の変更手続に係る制度改正を求める意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認め、本件は、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（青木謙順） これより採決に入ります。

採決は4回に分け、起立により行います。

まず、意見書案第11号、意見書案第13号及び意見書案第16号の3件を一括で採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木謙順） 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木謙順） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木謙順） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木謙順） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 案 の 上 程

○議長（青木謙順） 日程第5、認定第6号から認定第17号までを一括して議題といたします。

提 案 説 明

○議長（青木謙順） 提出者の説明を求めます。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ただいま上程されました議案につきまして、その概要を説明いたします。

認定第6号から第17号までは、令和2年度一般会計及び特別会計に係る歳

入歳出決算について、それぞれ認定をお願いするものです。

一般会計につきましては、歳入決算額は8633億4804万円余、歳出決算額は8217億7752万円余で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源である237億5112万円余を差し引いた実質収支としまして、178億1939万円余の剰余が生じました。

このうち、2分の1に相当する89億1000万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき財政調整基金に積み立て、残余の89億939万円余を翌年度へ繰り越すこととしました。

また、県債管理特別会計など11の特別会計につきましては、歳入決算額は3213億2241万円余。歳出決算額は3115億1967万円余で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源である3億2893万円余を差し引いた実質収支としまして、94億7380万円余の剰余が生じたので、翌年度に繰り越すこととしました。

次に、報告事項について説明いたします。

報告第23号は、私債権の放棄について、条例に基づき報告するものです。

報告第24号及び第25号は、関係法律に基づき、健全化判断比率及び特別会計の資金不足比率について、それぞれ報告するものです。

なお、令和2年度決算及び健全化判断比率等につきましては、監査委員の審査を経ておりますことを申し添えます。

以上をもちまして、提案の説明を終わります。何卒よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（青木謙順） 以上で提出者の説明を終わります。

議 案 付 託

○議長（青木謙順） お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第6号から認定第17号までは、議事進行上、質疑を省略し、お手元に配付の議案付託表のとおり、直ちに予算決算常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認めます。よって、本件は質疑を省略し、直ちに予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案付託表

予算決算常任委員会

認定番号	件名
6	令和2年度三重県一般会計歳入歳出決算
7	令和2年度三重県県債管理特別会計歳入歳出決算
8	令和2年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計歳入歳出決算
9	令和2年度三重県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
10	令和2年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
11	令和2年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計歳入歳出決算
12	令和2年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
13	令和2年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
14	令和2年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
15	令和2年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
16	令和2年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
17	令和2年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

議 員 派 遣 の 件

○議長（青木謙順） 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付の一覧表のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認めます。よって、本件はお手元に配付の一覧表のとおり派遣することに決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

議 員 派 遣 一 覧 表

1 第21回都道府県議会議員研究交流大会

(1) 派遣目的

都道府県議会議員が共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議員間の一層の連携を深め、もって地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資することを目的とする。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 令和3年11月15日及び16日の2日間

(4) 派遣議員 <令和3年11月15日>

杉本 熊野 議員 長田 隆尚 議員

<令和3年11月16日>

東 豊 議員 三谷 哲央 議員

休 会

○議長（青木謙順） お諮りいたします。明2日から21日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認め、明2日から21日までは休会とすることに決定いたしました。

11月22日は定刻より本会議を開きます。

散 **会**

○議長（青木謙順） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時48分散会